

平成 26 年度第 12 回建築審査会 会議要旨

1 日時 平成 27 年 3 月 9 日 (月) 15 時 00 分から 16 時 45 分まで

2 場所 大阪市役所本庁舎 P 1 階 第 1 ～第 3 会議室

3 出席者

(委員)

南川委員 吉村委員 梅宮委員 塚口委員 (記録責任者) 川崎委員 (記録責任者) 竹村委員

(幹事)

〔都市計画局〕水田 (建築企画課長)、納谷 (建築情報担当課長)、江山 (建築確認課長)、
長谷川 (監察課長)、辰巳 (都市計画課長)、森 (開発誘導課長)

〔消防局〕 久木野 (消防設備指導担当課長)

〔環境局〕 永長 (環境管理課担当係長) *幹事の代理として出席

(書記)

〔都市計画局〕藤村、今井

(事務局)

〔都市計画局〕生駒 (建築指導部長)、奥野 (建築企画課長代理)、野添

4 議題

- 1) 議案第 44 号 用途地域における特例 (建築基準法第 48 条第 5 項ただし書き) について
- 2) 議案第 45 号 指定容積率の限度を超えるもの (建築基準法第 59 条の 2 第 1 項) について
- 3) 議案第 46 号 指定容積率の限度を超えるもの (建築基準法第 59 条の 2 第 1 項) について
- 4) 議案第 47 号 指定容積率の限度を超えるもの (建築基準法第 59 条の 2 第 1 項) について
- 5) 接道義務の特例 (建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き) 許可における建築審査会一括同意基準に適合したものの報告について
- 6) その他

5 議事要旨

1) 議案第 44 号

本物件における用途地域における特例 (建築基準法第 48 条第 5 項ただし書き) について書記より説明を行い、壁面緑化や景観への配慮、建築面積、容積率について質問があり、書記より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

2) 議案第 45 号

本物件における指定容積率の限度を超えるもの (建築基準法第 59 条の 2 第 1 項) について

書記より説明を行い、高木を含む緑地の計画、容積率、車両出入り口について質問があり、書記より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

3) 議案第 46 号

本物件における指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 59 条の 2 第 1 項）について書記より説明を行い、動線計画について質問があり、書記より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

4) 議案第 47 号

本物件における指定容積率の限度を超えるもの（建築基準法第 59 条の 2 第 1 項）について書記より説明を行い、プレイロットや地下の電気室について質問があり、書記より説明を行い、審議の結果、同意を得た。

5) 接道義務の特例（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き）許可における建築審査会一括同意基準に適合したものについて書記より報告を行った。

6) その他の報告

平成 26 年度審査請求取扱事例の現在の状況について

次回の開催時間について

平成 27 年度の大阪市建築審査会開催予定日について

行政委員会、専門委員及び審議会委員等の報酬額の減額措置の継続について

以上で議事は終了した。

次回審査会は、平成 27 年 4 月 7 日（火）に開催されることになった。

大阪市建築審査会

塚口 博司

川崎 雅史

藤村 雅典

今井 忠海